

千葉県報

号外
令和6年10月15日

主 要 目 次

選挙管理委員会告示

○	衆議院小選挙区選出議員選挙における開票事務を別に行う選挙会の選挙区	二	○	衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙分会立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時	六
○	衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会及び衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時	二	○	衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第七区選挙長の執務場所	六
○	衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所	二	○	衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第八区選挙長の執務場所	七
○	衆議院比例代表選出議員選挙における投票記載所の名簿届出政党等の名称等の揭示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所	二	○	衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第九区選挙長の執務場所	七
○	衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所	三	○	衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第十区選挙長の執務場所	七
○	衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における投票用紙の様式	三	○	衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第十一区における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時	八
○	衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における千葉県選挙管理委員会委員長の執務場所	三	○	衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第十二区選挙長の執務場所	八
○	最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時	三	○	衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第十三区における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時	八
○	最高裁判所裁判官国民審査における投票用紙の様式	三	○	衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第十四区選挙長の執務場所	九
○	最高裁判所裁判官国民審査において用いる投票用紙等に押すべき印	四	○	衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第十四区選挙長の執務場所	九
○	各選挙長告示	四	○	衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第十四区選挙長の執務場所	九
○	衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第一区における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時	四	○	衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第十三区選挙長の執務場所	八
○	衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第一区選挙長の執務場所	五	○	衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第十四区における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時	九
○	衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第二区における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時	五	○	衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第十四区選挙長の執務場所	九
○	衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第二区選挙長の執務場所	五	○	衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第十四区選挙長の執務場所	九
○	衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第三区における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時	五	○	衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第十四区選挙長の執務場所	九
○	衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第三区選挙長の執務場所	五	○	衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第十四区選挙長の執務場所	九
○	衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第四区における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時	六	○	衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第十四区選挙長の執務場所	九
○	衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第四区選挙長の執務場所	六	○	衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第十四区選挙長の執務場所	九

選挙管理委員会告示

千葉県選挙管理委員会告示第二十二号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における開票事務を別に行う選挙会の選挙区は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

千葉県第六区及び千葉県第八区

千葉県選挙管理委員会告示第二十三号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各選挙区の選挙会及び衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

一選挙会

区 分	場 所	日 時
千葉県第一区	千葉県庁本庁舎五階大会議室	令和六年十月二十九日午前九時三十分
千葉県第二区	千葉県庁本庁舎五階大会議室	令和六年十月二十九日午前九時五十分
千葉県第三区	千葉県庁本庁舎五階大会議室	令和六年十月二十九日午前十時十分
千葉県第四区	船橋市 葛南地域振興事務所 会議室	令和六年十月二十九日午前九時三十分
千葉県第五区	船橋市 葛南地域振興事務所 会議室	令和六年十月二十九日午前九時五十分
千葉県第六区	松戸市 東葛飾合同庁舎六階 第三会議室	令和六年十月二十九日午前九時三十分
千葉県第七区	松戸市 東葛飾合同庁舎六階 第三会議室	令和六年十月二十九日午前九時五十分
千葉県第八区	松戸市 東葛飾合同庁舎六階 第三会議室	令和六年十月二十九日午前十時十分
千葉県第九区	佐倉市 印旛合同庁舎二階第一会議室	令和六年十月二十九日午前九時三十分
千葉県第十区	香取市 香取合同庁舎四階中会議室	令和六年十月二十九日午前九時三十分
千葉県第十一区	茂原市 長生合同庁舎四階大	令和六年十月二十九日午前九時

二選挙分会

千葉県第十二区	千葉県第十三区	千葉県第十四区
会議室	佐倉市 印旛合同庁舎二階第一会議室	船橋市 葛南地域振興事務所 会議室
三十分	令和六年十月二十九日午前九時三十分	令和六年十月二十九日午前十時十分

千葉県選挙管理委員会告示第二十四号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十九条第六項の規定による選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

一衆議院小選挙区選出議員選挙

日時 令和六年十月十五日 午後五時三十分

場所 千葉県庁内 千葉県選挙管理委員会

二衆議院比例代表選出議員選挙

日時 令和六年十月十六日 午後五時三十分

場所 千葉県庁内 千葉県選挙管理委員会

千葉県選挙管理委員会告示第二十五号

令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百七十五条第三項の規定による投票所内の投票の記載をする場所における名簿届出政党等の名称及び略称の掲示並びに投票所内のその他の適当な箇所における名簿届出政党等の名称及び略称並びに名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

一日時 令和六年十月十五日 午後六時三十分

二場所 千葉県庁内 千葉県選挙管理委員会

千葉県選挙管理委員会告示第二十六号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

一日時 令和六年十月十五日 午後七時

二 場所 千葉県庁内 千葉県選挙管理委員会

千葉県選挙管理委員会告示第二十七号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における投票用紙の様式は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

一 衆議院小選挙区選出議員選挙

第五十回

衆議院小選挙区選出議員選挙投票

千葉県選挙管理委員会之印

○注意
一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

候補者氏名

備考

- 1 あさぎ色地に黒刷りとする。
2 点字投票用紙には「点字投票」と表示する。

二 衆議院比例代表選出議員選挙

第五十回

衆議院比例代表選出議員選挙投票

千葉県選挙管理委員会之印

○注意
政党その他の政治団体の名称又は略称は、欄内につ書くこと。

政党その他の政治団体の名称又は略称

備考

- 1 ピンク色地に黒刷りとする。
2 点字投票用紙には「点字投票」と表示する。

千葉県選挙管理委員会告示第二十八号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における本職の職務の場所は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

千葉県庁内 千葉県選挙管理委員会。ただし、令和六年十月十五日については、千葉県庁本庁舎五階大会議室とする。

千葉県選挙管理委員会告示第二十九号

令和六年十月二十七日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

一 場所 千葉県庁本庁舎五階大会議室

二 日時 令和六年十月二十九日 午前九時五十分

千葉県選挙管理委員会告示第三十号

令和六年十月二十七日執行の最高裁判所裁判官国民審査における投票用紙の様式は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

号外第56号

千葉県

報

令和6年10月15日（火曜日）

投票用紙

千葉県選挙管理委員会委員長
菊地 秀樹

第二十六回
最高裁判所裁判官
国民審査投票

千葉県選挙
管理委員会
之印

注意

一 やめさせた方がよいと思う裁判官に
ついては、その氏名の上の欄にXを書くこと。
二 やめさせなくともよいと思う裁判官に
ついては、何も書かないこと。

Xを書く欄

裁判官の氏名

備考 うぐいす色地に黒刷りとする。

二点字による投票の投票用紙

千葉県選挙管理委員会委員長
菊地 秀樹

第二十六回
最高裁判所裁判官国民審査投票
点字投票票

千葉県選挙
管理委員会
之印

注意

一 やめさせた方がよいと思う裁判官があるときは、その氏名を書くこと。
二 やめさせた方がよいと思う裁判官がないときは、何も書かないこと。

備考 うぐいす色地に黒刷りとする。

千葉県選挙管理委員会告示第三十一号

令和6年10月27日執行の最高裁判所裁判官国民審査において用いる投票用紙、投票
用封筒及び仮投票用封筒に押すべき印は、千葉県選挙管理委員会印を刷り込むものとす
る。

令和6年10月15日

千葉県選挙管理委員会委員長
菊地 秀樹

各選挙長告示

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第一区選挙長告示第一号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における千葉県第一区の選挙
立会人について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第七十六
条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき
場所及び日時は、次のとおりである。

令和6年10月15日

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第一区選挙長
菊地 秀樹

四

区 分	場 所	日 時
法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ	千葉県庁内 千葉 県選挙管理委員会	令和六年十月二十四日 午後五時三十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ	同 右	令和六年十月二十四日 午後五時四十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ	同 右	事実発生の都度

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第一区選挙長告示第二号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第一区選挙長 菊 地 秀 樹
千葉県庁内 千葉県選挙管理委員会。ただし、令和六年十月十五日については、千葉県庁本庁舎五階大会議室とする。

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第二区選挙長告示第一号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における千葉県第二区の選挙立会人について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第二区選挙長			菊地 秀樹
区 分	場 所	日 時	
法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ	千葉県庁内 千葉県選挙管理委員会	令和六年十月二十四日 午後五時三十分	
法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ	同右	令和六年十月二十四日 午後五時四十分	
法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ	同右	事実発生の都度	

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第二区選挙長告示第二号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第二区選挙長 菊 地 秀 樹
千葉県庁内 千葉県選挙管理委員会。ただし、令和六年十月十五日については、千葉県庁本庁舎五階大会議室とする。

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第三区選挙長告示第一号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における千葉県第三区の選挙立会人について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第三区選挙長		菊地 秀樹
区 分	場 所	日 時
法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ	千葉県庁内 千葉 県選挙管理委員会	令和六年十月二十四日 午後五時三十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ	同右	令和六年十月二十四日 午後五時四十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ	同右	事実発生の都度

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第三区選挙長告示第二号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第三区選挙長 菊 地 秀 樹
千葉県庁内 千葉県選挙管理委員会。ただし、令和六年十月十五日については、千葉県庁本庁舎五階大会議室とする。

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第四区選挙長告示第一号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における千葉県第四区の選挙立会人について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

区	分	場 所	日 時
衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第四区選挙長	鈴木 淳一郎		

法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ	船橋市 葛南地域 振興事務所企画課	令和六年十月二十四日 午後五時三十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ	同右	令和六年十月二十四日 午後五時四十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ	同右	事実発生の都度

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第四区選挙長告示第二号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第四区選挙長 鈴木 淳一郎
船橋市 葛南地域振興事務所企画課。ただし、令和六年十月十五日については、セミナーハウスクロス・ウェーブ船橋一階講堂（船橋市）とする。

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第五区選挙長告示第一号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における千葉県第五区の選挙立会人について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第五区選挙長 鈴木 淳一郎	区	分	場	所	日	時
	法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ		船橋市	葛南地域 振興事務所企画課	令和六年十月二十四日 午後五時三十分	
	法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ		同右		令和六年十月二十四日 午後五時四十分	
	法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ		同右		事実発生の都度	

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第五区選挙長告示第二号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第五区選挙長 鈴木 淳一郎

船橋市 葛南地域振興事務所企画課。ただし、令和六年十月十五日については、セミナーハウスクロス・ウェーブ船橋一階講堂（船橋市）とする。

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第六区選挙長告示第一号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における千葉県第六区の選挙立会人について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第六区選挙長 小川 康博	区	分	場	所	日	時
	法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ		松戸市	東葛飾地域 振興事務所企画課	令和六年十月二十四日 午後五時三十分	
	法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ		同右		令和六年十月二十四日 午後五時四十分	
	法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ		同右		事実発生の都度	

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第六区選挙長告示第二号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第六区選挙長 小川 康博
松戸市 東葛飾地域振興事務所企画課。ただし、令和六年十月十五日については、東葛飾合同庁舎六階第二会議室（松戸市）とする。

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第七区選挙長告示第一号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における千葉県第七区の選挙立会人について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第七区選挙長 小川 康博	区	分	場	所	日	時

法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ	松戸市 東葛飾地域振興事務所企画課	令和六年十月二十四日午後五時三十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ	同右	令和六年十月二十四日午後五時四十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ	同右	事実発生の都度

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第七区選挙長告示第二号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第七区選挙長 小川 康博
松戸市 東葛飾地域振興事務所企画課。ただし、令和六年十月十五日については、東葛飾合同庁舎六階第二会議室（松戸市）とする。

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第八区選挙長告示第一号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における千葉県第八区の選挙立会人について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第八区選挙長				小川 康博
区 分	場 所	日 時		
法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ	松戸市 東葛飾地域振興事務所企画課	令和六年十月二十四日午後五時三十分		
法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ	同右	令和六年十月二十四日午後五時四十分		
法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ	同右	事実発生の都度		

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第八区選挙長告示第二号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和六年十月十五日
衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第八区選挙長 小川 康博
松戸市 東葛飾地域振興事務所企画課。ただし、令和六年十月十五日については、東葛飾合同庁舎六階第二会議室（松戸市）とする。

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第九区選挙長告示第一号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における千葉県第九区の選挙立会人について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第九区選挙長		飯島 里美
区 分	場 所	日 時
法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ	佐倉市 印旛地域振興事務所企画課	令和六年十月二十四日午後五時三十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ	同右	令和六年十月二十四日午後五時四十分
法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ	同右	事実発生の都度

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第九区選挙長告示第二号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第九区選挙長 飯島 里美
佐倉市 印旛地域振興事務所企画課。ただし、令和六年十月十五日については、印旛合同庁舎二階大会議室（佐倉市）とする。

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第十区選挙長告示第一号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における千葉県第十区の選挙立会人について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第十区選挙長 橋本 欣也

号外第56号

千葉県

報

令和6年10月15日（火曜日）

区

分

場

所

日

時

法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ

法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ

法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ

香取市 香取地域振興事務所企画課

同右

同右

令和六年十月二十四日午後五時三十分

令和六年十月二十四日午後五時四十分

事実発生の都度

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第十区選挙長告示第二号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第十区選挙長 橋本 欣也

香取市 香取地域振興事務所企画課。ただし、令和六年十月十五日については、香取合同庁舎四階中会議室（香取市）とする。

区

分

場

所

日

時

法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ

法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ

法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ

香取市 香取地域振興事務所企画課

同右

同右

令和六年十月二十四日午後五時三十分

令和六年十月二十四日午後五時四十分

事実発生の都度

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第十一区選挙長告示第一号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における千葉県第十一区選挙立会人について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第十一区選挙長 金子 善一

茂原市 長生地域振興事務所企画課。ただし、令和六年十月十五日については、香取合同庁舎四階中会議室（香取市）とする。

区

分

場

所

日

時

法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ

法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ

法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ

木更津市 君津地域振興事務所企画課

同右

同右

令和六年十月二十四日午後五時三十分

令和六年十月二十四日午後五時四十分

事実発生の都度

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第十二区選挙長告示第二号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第十二区選挙長 陣野 正美

木更津市 君津地域振興事務所企画課。ただし、令和六年十月十五日については、君津合同庁舎四階大会議室（木更津市）とする。

区

分

場

所

日

時

法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ

法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ

法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ

木更津市 君津地域振興事務所企画課

同右

同右

令和六年十月二十四日午後五時三十分

令和六年十月二十四日午後五時四十分

事実発生の都度

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第十三区選挙長告示第一号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における千葉県第十三区選挙立会人について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第十三区選挙長 飯島 里美

木更津市 君津地域振興事務所企画課。ただし、令和六年十月十五日については、君津合同庁舎四階大会議室（木更津市）とする。

区	分	場	所	日	時
法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ	佐倉市 印旛地域 振興事務所企画課	令和六年十月二十四日 午後五時三十分			
法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ	同右	令和六年十月二十四日 午後五時四十分			
法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ	同右	事実発生の都度			

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第十三区選挙長告示第二号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第十三区選挙長 飯島 里美
佐倉市 印旛地域振興事務所企画課。ただし、令和六年十月十五日については、印旛合同庁舎二階大会議室（佐倉市）とする。

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第十四区選挙長告示第一号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における千葉県第十四区の選挙立会人について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第七十六条において準用する法第六十二条第二項、第四項又は第五項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

区	分	場	所	日	時
法第七十六条において準用する法第六十二条第二項の規定によるくじ	船橋市 葛南地域 振興事務所企画課	令和六年十月二十四日 午後五時三十分			
法第七十六条において準用する法第六十二条第四項の規定によるくじ	同右	令和六年十月二十四日 午後五時四十分			
法第七十六条において準用する法第六十二条第五項の規定によるくじ	同右	事実発生の都度			

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第十四区選挙長告示第二号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

衆議院小選挙区選出議員選挙千葉県第十四区選挙長 鈴木 淳一郎
船橋市 葛南地域振興事務所企画課。ただし、令和六年十月十五日については、セミナーハウスクロス・ウェーブ船橋一階講堂（船橋市）とする。

各選挙分会長告示

衆議院比例代表選出議員選挙千葉県選挙分会長告示第一号

令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会立会人について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

衆議院比例代表選出議員選挙千葉県選挙分会長 市川 玲子

一 場所 千葉県庁内 千葉県選挙管理委員会

二 日時 令和六年十月二十四日 午後五時五十分

衆議院比例代表選出議員選挙千葉県選挙分会長告示第二号

令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における本職の執務の場所は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

衆議院比例代表選出議員選挙千葉県選挙分会長 市川 玲子

千葉県庁内 千葉県選挙管理委員会

購読料

本号

一部

三〇五

發行

者

千葉市中央区市場町一番一号

千

葉

県

購読申込先

○四三(二二三) 二六五八